

資格種類別担当業務内容一覧表（第6段階）

コード表	資格名称	技術（専門）部門	選択科目	土木コンサルタント																	地質調査									
				測量一般	地図	航空測量	河川	港湾	電力土木	道路	鉄道	上水道	下水道	農業土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	都市計画	地質		土質基礎	鋼構造	トンネル	施工計画	建設環境	機械	電気電子	その他	
A 1	測量士			●	●	●																								
A 2	測量士補																													
E 1	技術士	総合技術監理部門	機械一般並びに機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット又は情報・精密機器とするものに限る																						●		△			
E 2			電気電子一般及び送配電、電気応用、電子応用、情報通信又は電気設備とするものに限る																								●		△	
E 3			建設一般並びに河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る			●																							△	
E 4			建設一般並びに港湾及び空港とするものに限る				●																						△	
E 5			建設一般及び電力土木とするものに限る					●																					△	
E 6			建設一般及び道路とするものに限る						●																				△	
E 7			建設一般及び鉄道とするものに限る							●																			△	
E 8			建設一般並びに都市及び地方計画とするものに限る															●	●										△	
E 9			建設一般並びに土質及び基礎とするものに限る																	●									△	●
E 10			建設一般並びに鋼構造及びコンクリートとするものに限る																		●								△	
E 11			建設一般及びトンネルとするものに限る																			●							△	
E 12			建設一般並びに施工計画、施工設備及び積算とするものに限る																				●						△	
E 13			建設一般及び建設環境とするものに限る																					●					△	
E 14			上下水道一般並びに上水道及び工業用水道とするものに限る									●																	△	
E 15			上下水道一般及び下水道とするものに限る										●																△	
E 16			農業一般及び農業土木とするものに限る										●																△	
E 17			森林一般及び森林土木とするものに限る											●															△	
E 18			水産一般及び水産土木とするものに限る												●														△	
E 19			情報工学一般とするものに限る																								●		△	
E 20			応用理学一般及び地質とするものに限る																			●							△	●
E 21			衛生工学一般及び廃棄物管理とするものに限る																										△	
E 22	機械部門		機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット又は情報・精密機器とするものに限る																						●		△			
E 23	電気電子部門		電気電子一般及び送配電、電気応用、電子応用、情報通信又は電気設備とするものに限る																						●		△			
E 24	建設部門		河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る				●																				△			
E 25			港湾及び空港とするものに限る					●																				△		
E 26			電力土木とするものに限る						●																			△		
E 27			道路とするものに限る							●																		△		
E 28			鉄道とするものに限る								●																	△		
E 29			都市及び地方計画とするものに限る															●	●									△		
E 30			土質及び基礎とするものに限る																			●						△	●	
E 31			鋼構造及びコンクリートとするものに限る																				●					△		
E 32			トンネルとするものに限る																					●				△		
E 33			施工計画、施工設備及び積算とするものに限る																					●				△		
E 34			建設環境とするものに限る																						●			△		
E 35	上下水道部門		上水道及び工業用水道、下水道とするものに限る							●	●																△			
E 36	農業部門		農業土木とするものに限る								●																△			
E 37	森林部門		森林土木とするものに限る									●															△			
E 38	水産部門		水産土木とするものに限る										●														△			
E 39	情報工学部門		特定なし																						●		△			
E 40	応用理学部門		地質とするものに限る																		●					△	●			
E 41	衛生工学部門		廃棄物管理とするものに限る																								△			
I 1	RCCM		河川、砂防及び海岸・海洋				●																				△			
I 2			港湾及び空港					●																				△		
I 3			電力土木						●																			△		
I 4			道路							●																		△		
I 5			鉄道								●																	△		
I 6			上水道及び工業用水道									●																△		
I 7			下水道										●															△		
I 8			農業土木											●														△		
I 9			森林土木												●													△		
I 10			水産土木													●												△		
I 11			造園																									△		
I 12			都市計画及び地方計画																									△		
I 13			地質																									△	●	
I 14			土質及び基礎																									△	●	
I 15			鋼構造及びコンクリート																									△		
I 16			トンネル																									△		
I 17			施工計画、施工設備及び積算																									△		
I 18			建設環境																									△		
I 19			機械																									△		
I 20			電気電子																									△		
I 21			廃棄物																									△		
K 1	地質調査技士																									△	●			
R1~R22	認定技術管理者																										△	●		

「●」は照査技術者及び管理技術者になれる資格とする。
 「△」は業務の内容により特記仕様書に必要な資格を指示するもの。
 「☆」は建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）及び地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）により登録した部門に限り、管理・照査技術者になれる。